税務課だより

お知経覧について 固定資産課税台帳の

従覧期間ができます。地・家屋の評価額を、町内の地・家屋と比較し、適地・家屋と比較し、適地・家屋の評価額を、町内の地・家屋の評価額を、町内の地・家屋の評価額を、町内の地・家屋の評価額を、町内の土

縦覧期間

(火)まで(土、日、祝日を(火)まで(土、日、祝日を1月2日(月)~5月1日

縦覧できる人

納税者、納税管理人及び代地・家屋を持っていても当定資産税が課税されているい方は、縦覧資格がありない方は、縦覧資格がありない方は、縦覧資格がありない方は、縦覧資格があり

縦覧場所

記載事項

無 類、構造、床面積、 大地主、 大地種、価格 大地音、 大地番、地目、

縦覧手数料

縦覧に必要なもの

委任状が必要です。
書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)運転会許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、の場合は、立て、の場合は、の場合は、このほかに

お 閲覧について 固定資産課税台帳の

確認できることができます。
本納税義務者ご自身が所有する課税明細書により、ご自分る課税明細書により、ご自分る課税明細書により、ご自分を確認できますが、固定資産課税台帳に記載された事項の証明の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税方容を確認できますが、固定資産課税方容を確認することができます。

いてはその賃借権などを有する土地について、借家人などを有する家屋及びそのためである土地についてのみをなどを有する家屋及びそのである土地について、借家人などのであるができます。

閲覧期間

領収書などの書類が必要で

8時(土、日、祝日を除く) (1998年) (土、日、祝日を除く) (1998年) (19

閲覧できる人

借地人・借家人などび代理権を有する代理人、納税義務者、納税管理人及

閲覧場所

記載事項

地積、価格などが在、地番、地目、土地・所有者の住所、氏名、

価格など
無法、床面積、 が、構造、床面積、

閲覧手数料

無料です。)
務者については縦覧期間中務者については縦覧期間中

閲覧に必要なもの

などを有する方も対象です

借地人などである方につ

借地人・借家人などの賃借権

この閲覧制度については、

納税通知書又は課税明細

ける ※借地人・借家人などについのみ のほかに委任状が必要です。その の。なお、代理人の場合は、こ質価 証など本人を確認できるもなど は、印鑑、運転免許証、保険有す 書。これらの書類がない場合

お知らせ といる方の減免申請 といる方の減免申請 はる生活扶助を受け

課に提出してください。 然の は、各総合支所住民福祉23日(月)までに減免申請書を33日(月)までに減免申請書を減免申請をされる方は、4月

問い合わせ

家屋:所有者の住所、氏名、

税務課

吾北総合支所住民福祉課■893─1118

本川総合支所住民福祉課 ■ 867-2300

869-21 12

町民課だより

^{5世} 高額な外来診療を

返ししていましたが、4月1 う必要がなくなります。 日からは、医療機関などの窓 険者から高額療養費としてお お支払いただき、後で医療保 場合でも、いったんその額を ば、限度額を超える分を支払 口で限度額認定証を提示すれ 口負担が限度額以上になった 療を受けたとき、ひと月の窓 金額にとどめられます。 などの窓口での支払が一定の 適用認定証や被保険者証を提 来診療を受けるとき、限度額 不すれば、ひと月の医療機関 これまでは、高額な外来診 4月1日からは、高額な外

町民課